

羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

小山市(以下「本市」という。)では、羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託(以下「本業務」という。)を実施するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式により、本市にとって最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)を選定するため、本要領に基づき提案の募集を行うものである。

1. 目的

小山市(以下「本市」という。)では、「羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託(以下「本業務」という。)」をより効果的、効率的に進めるため、企画提案を基に最適な事業者を特定することを目的に簡易公募型プロポーザルを実施する。

2. 委託業務の内容等

(1) 業務名

羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託

(2) 業務箇所

羽川大沼周辺地区(別紙参照)

(3) 業務内容

別紙「羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結した日から7日以内に着手し、令和9年3月26日(金)までとする。

(5) 予算額

金 17,919,000 円(消費税及び地方消費税等を含む)

なお、上記予算額で契約を約束するものではない。

(6) 契約方法

随意契約

3. プロポーザルの参加資格

本プロポーザルは、法人格を有する事業者で、単体事業者及び複数の事業者で構成されたグループ(以下「グループ」という。)のどちらも参加可能とする。

単体事業者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

グループの代表事業者は以下の要件をすべて満たしている者とし、構成事業者は①～⑤を満たしていれば足りるものとする。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。

- ②会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ③令和7(2025)・8(2026)年度小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ④小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。
- ⑥過去10年間に於いて、国又は地方公共団体の公共施設に関する基本計画策定業務の実績があること。(元請に限る。)

4. 最優秀提案者等の選定

本市が設置した羽川大沼周辺地区活性化事業基本計画策定業務委託審査評価委員会(以下「審査評価委員会」という。)は、参加希望者が提出する本要領「5. 提出書類」の参加表明書等を別表1に基づき審査し、企画提案書等については、プレゼンテーション審査を経て別表2に基づき審査する。

審査評価委員会は、別表1及び別表2に基づき評点を行い、評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2番目に高い者を次点提案者と選定するものとする。最高得点者が複数の場合は、別表2の評価点数の高い者とし、別表2の評価点数も同点だった場合は、見積金額の低い者とする。

なお、別表1及び別表2の合計点数が6割未満の場合は、最も高い提案をした者であっても最優秀提案者に選定しないものとし、2番目に高い者についても次点提案者として選定しないものとする。

また、提出する者(以下「提案者」という。)の選定にあたっては、本要領「3. プロポーザルの参加資格」について審査するが、次のいずれかに該当する場合は選定しないものとする。

- ①定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ②参加表明書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ③本要領、仕様書等で定める事項に適合しない場合。
- ④不正行為や不正工作があったと認められる場合。
- ⑤その他審査評価委員会が不相当と認める場合。

5. 提出書類

(1)提案者は、次のとおり参加表明書等及び企画提案書等を提出するものとする。

提出書類		様式	部数	✓	
参加表明書等	参加表明書	—	様式1-1 または 様式1-2	<input type="checkbox"/>	
	事業者概要・業務実績等に関する書類	・会社概要書	様式2	2部 及び データ	<input type="checkbox"/>
		・配置予定担当者	様式3-1 様式3-2 様式3-3		<input type="checkbox"/>
		・業務の実施体制	様式4		<input type="checkbox"/>
		・添付書類(資格証明証) ※必要に応じて、契約書の写し、成果品の写し	—		<input type="checkbox"/>
		・会社案内・パンフレット等(任意)	—		<input type="checkbox"/>

提出書類		様式	部数	✓	
企画提案書等	・見積書	様式5	9部 及び データ	<input type="checkbox"/>	
	・見積内訳書	—		<input type="checkbox"/>	
	・業務の実施方針	様式6		<input type="checkbox"/>	
	企画提案書	【特定テーマ】 ① 農業的土地利用を含めた関係人口創出について、大沼や周辺環境との調和を図り、実現可能性も考慮しつつ提案すること ② 民間事業者の意向を効果的に把握するための調査方法について、調査対象・調査手法・実施手順等を提案すること		任意様式 A3×3枚 (図面含む)	<input type="checkbox"/>
	企画提案書	【概要版】 実施方針、業務工程表、特定テーマの要点をまとめた概要版を作成する。なお、本資料は優先交渉権者決定後の公表資料として使用することがある。		任意様式 A3×1枚 (図面含む)	<input type="checkbox"/>

・データは、CD-Rに格納のうえ提出すること。

・様式6及び企画提案書は、会社名や会社ロゴなど提案者が特定できないよう作成すること。

(2)受付期間及び受付時間

①受付期間

令和8年4月2日(木)から令和8年5月20日(水)必着(郵送含む)

②受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3)提出手続き

①提出先

本要領「12. 担当窓口(事務局)」

②提出方法

直接又は郵送による提出とする。

※郵送の場合は、簡易書留または特定記録など配達記録が残る方法とする。

なお、送付物の到達確認を担当窓口(事務局)に電話にて行うこと。

(4)共通項目

①各様式はA版とし、記載文字は11ポイント以上とすること。

②各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。

③データ形式は、PDF とする。

④各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可。

⑤各様式とも左側2穴あけで提出すること。

⑥各様式とも押印は不要とする。

6. 参加表明書等及び企画提案書等の内容

(1)会社概要書(様式2)

会社名(名称又は商号)、代表者氏名、本社所在地、事業内容、社員数、会社の業務実績など必要事項を記載する。

(2)配置予定担当者(様式3-1,3-2,3-3)

本業務に配置予定の担当者(管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者)に関し、次の項目について記載するものとする。

①所属

②氏名

③生年月日

④担当予定の業務内容

⑤実務年数

⑥保有資格

⑦業務実績

⑧履行中の業務(管理技術者のみ記載)

(3)業務の実施体制(様式4)

配置担当者の責任や役割等業務実施に関する体制等を記載するものとする。

(4)見積書(様式5)

- ①提案者は作成した企画提案書(任意様式)を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書を添えて見積書を提出すること。
- ②直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。
- ③委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

(5)業務の実施方針(様式6、A4版1頁以内)

業務実施に関する方針を記載するものとする。なお、会社名、会社ロゴなど企画提案者を特定できないように作成すること。

(6)企画提案書(任意様式、A3版3頁以内。図面含む)

本業務に関する企画提案は、次に掲げるテーマについて、明瞭かつ簡潔に作成し、図面等を添付する場合は、鮮明なものとなるように配慮するものとする。なお、会社名、会社ロゴなど企画提案者を特定できないように作成すること。

テーマ1:農業的土地利用を含めた関係人口創出について、大沼を含む周辺環境との調和を図り、実現可能性も考慮しつつ提案すること。【農業等を起点とした周辺地域への展開を見据えた複数の事業提案など】

テーマ2:民間事業者の意向を効果的に把握するための調査方法について、調査対象、調査手法、実施手順等を提案すること。

(7)企画提案書概要版(任意様式、A3版1頁とする。)

実施方針、業務工程表、特定テーマの要点をまとめた概要版を作成する。なお、本資料は、優先交渉者決定後の公表資料として使用することがある。

7. 要領等に関する質問

本要領、仕様書に関する質問については、質問書(様式7)に質問の内容を記載し、電子メールで送付するものとする。なお、電子メールについては、開封確認により送信する、又は担当窓口にて電話にて到達確認を行うものとする。また、本要領、仕様書に関する質問及び回答については、本市公式ホームページに公表するものとし、個別の回答は行わないものとする。

(1)提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)午後5時まで

(2)提出先

本要領「12. 担当窓口(事務局)」

(3)回答日

令和8年4月22日(水)予定

※質問は本要領、仕様書の範囲内に限る。

8. 審査結果

審査結果については、本市の公式ホームページにて公表すると同時に、提案者へ電子メールに

て通知するものとする。(様式8)

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

9. 契約

- (1) 審査評価委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者(以下「交渉権者」という。)となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結し事業者(以下「委託事業者」という。)となるものとする。
- (2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となったとき、又は最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となったときは、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
 - ①「3. プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ②提案内容が無効となったとき。
 - ③その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- (3) 業務計画については、交渉権者が提出した企画提案書等を基に、市との協議を経て作成するものとする。
- (4) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、委託事業者を変更することができるものとする。
 - ①企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
 - ②委託事業者に重大な瑕疵がある場合。
 - ③本業務遂行の意思が認められない場合。
 - ④業務遂行能力がないと認められた場合。
 - ⑤その他契約を継続するに耐えない事情がある場合。
- (5) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 参加者は複数の企画提案をすることはできないものとする。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、「小山市情報公開条例」に基づき、公開することができるものとする。
- (5) 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (6) 提出書類は返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザル

に関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

- (8) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 委託事業者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルは、提案者が1社の場合でも、実施するものとする。
- (11) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (12) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (13) 本プロポーザルにおいて、最低点を6割と設定する。
- (13) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出するものとする。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (14) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (15) 提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を直接又は郵送により本要領「12. 担当窓口(事務局)」に提出するものとする。
※ 郵送の場合は、簡易書留または特定記録など配達記録が残る方法とする。
なお、送付物の到達確認を担当窓口(事務局)に電話にて行うこと。
- (16) 本要領に関する事前説明会は行いません。
- (17) プレゼンテーション審査は、「5. 提出書類」の提出順とします。

11. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程	項目
令和8年4月1日(水)～	本要領配布 ※告示及び本市公式ホームページにて公表
令和8年4月1日(水)～ 令和8年4月15日(水) 午後5時まで	質問書受付期間
令和8年4月2日(木)～ 令和8年5月20日(水) 午後5時まで	提出書類の提出期間
令和8年4月22日(水)(予定)	質問書回答公表 ※本市公式ホームページにて公表
令和8年6月1日(月)午前10時～(予定)	企画提案書等のプレゼンテーション審査
令和8年6月5日(金)	審査結果通知
令和8年6月下旬～7月上旬(予定)	契約締結

12. 担当窓口(事務局)

小山市役所本庁舎6階 総合政策部 田園環境都市推進課 移住定住推進係

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL:0285-22-9376 FAX:0285-22-9546

電子メール:d-denen*city.oyama.tochigi.jp

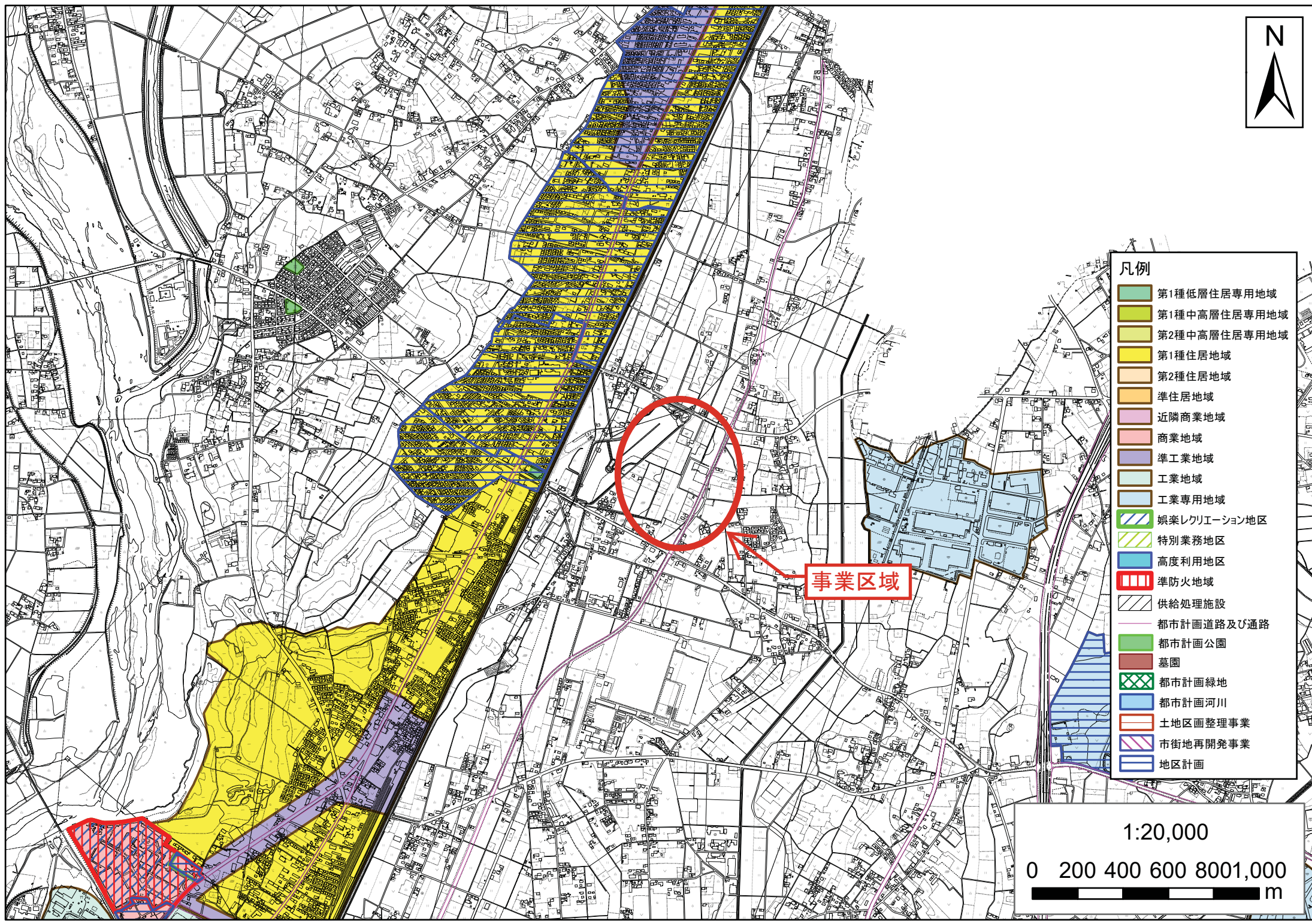
セキュリティ上、*をアットマークに読み替えてください

別表1 参加表明書等の評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準	
1 予定技術者の 経験及び能力	管理 技術者	過去 10 年間(平成 28年度 以降)の業務実績	15	(1)Park-PFI を含む民間活力導入の可能性の検討を行った業務	
				(2)国または地方公共団体の公共施設に関する基本計画策定業務	
				(3)グリーンインフラを含む環境負荷の低減に関する業務	
		5件未満			
		5件以上10件未満			
		10件以上			
	担当 技術者	技術者が有する技術者資格	過去 10 年間(平成 28年度 以降)の業務実績	15	技術士(建設部門「都市及び地方計画」)を有する
					RCCM(「都市計画及び地方計画」)を有する
		担当技術者の複数従事体制			本業務に従事できる担当技術者を3名以上配置できる
					本業務に従事できる担当技術者を2名配置できる
				上記以外	
2 業務実績	会社	過去 10 年間(平成 28年度 以降)の業務実績	5	(1)Park-PFI を含む民間活力導入の可能性の検討を行った業務	
				(2)国または地方公共団体の公共施設に関する基本計画策定業務	
				(3)グリーンインフラを含む環境負荷の低減に関する業務	
小計			35		

別表2 企画提案書等の評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点	配点	評価基準
3 業務実施方針 及び企画提案	業務の実施方針、工程表	15	[①業務理解度] 目的、条件、内容の理解度
			[②実施手順] 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性
			[③留意点とその対策] 業務実施上の留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性
			[④その他] [加點]業務の特性を踏まえた実施方針に関する創意工夫があり、その妥当性が高い場合、優位に評価する。
	企画提案書 ＜テーマ1：農業的土地利用を含めた関係人口創出について、大沼を含めた周辺環境との調和を図り、実現可能性も考慮しつつ提案すること＞ 【農業等を起点とした周辺地域への展開を見据えた複数の事業提案など】	50	【基本】本テーマにおける問題、課題、留意点等が明確にされている場合に評価する。
			[①適格性] ・問題、課題、留意点等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合、優位に評価する。 ・当該地周辺の地域特性や現状を踏まえた提案がされている場合、優位に評価する。
			[②実現性] ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。 ・提案内容の実現性を裏付ける、類似実績が明示されている場合、優位に評価する。
	企画提案書 ＜テーマ2：民間事業者の意向を効果的に把握するための調査方法について、調査対象、調査手法、実施手順等を提案すること＞	30	【基本】本テーマにおける問題、課題、留意点等が明確にされている場合に評価する。
			[①適格性] ・問題、課題、留意点等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合、優位に評価する。 ・当該地周辺の地域特性や現状を踏まえた提案がされている場合、優位に評価する。
			[②実現性] ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。 ・提案内容の実現性を裏付ける、類似実績が明示されている場合、優位に評価する。
その他実務能力	5	プレゼンテーションの時間を有効活用し、テーマに沿って適切に説明できている場合、優位に評価する。	
小計		100	
合計(評価点)			参加表明書等 35点 企画提案書等 審査委員×100点



- 凡例
- 第1種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 娯楽レクリエーション地区
 - 特別業務地区
 - 高度利用地区
 - 準防火地域
 - 供給処理施設
 - 都市計画道路及び通路
 - 都市計画公園
 - 墓園
 - 都市計画緑地
 - 都市計画河川
 - 土地区画整理事業
 - 市街地再開発事業
 - 地区計画

事業区域

1:20,000
0 200 400 600 800 1,000 m

